

沖縄市公共下水道水洗化促進事業補助金交付要綱

(平成 21 年 4 月 30 日決裁)

改正 平成 29 年 4 月 13 日決裁 平成 30 年 3 月 30 日決裁

一年一月一日要綱 (内規) 第一号

(目的)

第 1 条 この要綱は、本市の公共下水道の処理区域において生活環境の改善、公衆衛生の向上及び汚水の汚濁負荷軽減のため、改造工事を行うために要する経費に対し、予算の範囲内において本市が交付する沖縄市公共下水道水洗化促進事業補助金(以下「補助金」という。)に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共下水道 下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 2 条第 3 号に規定する公共下水道をいう。
- (2) 処理区域 下水道法第 2 条第 8 号に規定する処理区域をいう。
- (3) 改造工事 既設のくみ取便所又は浄化槽を有する水洗便所を公共下水道に接続する水洗便所に改造する工事をいう。

(補助対象世帯)

第 3 条 補助金の交付対象となる世帯は、65 歳以上の高齢者で年金生活者である地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)附則第 3 条の 3 第 4 項の非課税措置世帯とし、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 補助対象工事を行う家屋に居住する者
- (2) 所有する家屋を持ち改造工事を行う者
- (3) 市民税等の滞納のないこと。
- (4) 国、県又は市の他の同様な制度による補助又は扶助を受けていない者

(補助対象工事)

第 4 条 補助金の交付の対象となる工事は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 改造工事
- (2) 下水道法第 10 条第 1 項の排水設備を設置又は改造する工事
- (3) 前 2 号に定める工事の施工による工作物の復旧工事

(補助金の額)

第 5 条 補助金の額は、前条の対象工事に要する経費の額とし、同一敷地内の家屋 1 件につき 30 万円を上限とする。ただし、上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)が特に必要と認めるときは、この限りでない。

2 前項の経費の額に 100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

第 6 条 削除

(交付の申請)

第7条 補助金の交付の申請しようとする者は、補助金等交付申請書(様式第1号)に管理者が必要と認める書類を添えて、管理者に提出しなければならない。

2 前項の申請は、沖縄市下水道条例(平成8年沖縄市条例第2号)第5条第1項の規定に基づく下水道排水設備計画確認申請書の提出と同時に行うものとする。

(交付の決定)

第8条 管理者は前条の規定により交付申請書の提出があったときは、内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、その内容が適正と認めるときは、補助金の交付を決定(以下「交付決定」という。)し、その旨を補助金等交付決定通知書(様式第2号)により、申請者へ通知するものとする。

2 管理者は、補助金を交付しないことを決定したときは、その旨を補助金等不交付通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

第9条 削除

(工事の期間)

第10条 第7条第1項の申請者は、前条の通知を受けた後に改造工事に着手するものとする。

2 改造工事の工期は、着工後2月以内とする。ただし、管理者がやむを得ないと認めたときは、この限りでない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業等が完了した日から起算して30日を経過する日又は、当該年度の3月末日(その日が市の休日に当たる場合は、その日前において最も近い市の休日でない日とする。)のいずれか早い日までに、補助事業等実績報告書(様式第4号)を提出しなければならない。

(交付額の確定)

第12条 管理者は、前条の規定による補助事業等実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、その内容が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、補助金等確定通知書(様式5号)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求等)

第13条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、14日以内に補助金等交付請求書(様式第6号)により補助金の請求をしなければならない。

2 前項の請求書には、当該改造工事を行った施工者へ工事代金を管理者から支払わせるための委任状(様式第7号)を添付するものとする。

3 第1項の請求は、沖縄市下水道条例第12条第1項に規定する工事完了検査に合格した後に行うものとする。

(補助金の交付)

第14条 補助金の交付は、前条の委任状をもって施工した者に直接支払うものとする。
(補助金交付の取消し)

第15条 管理者は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第8条第1項の規定による交付決定を取り消すことができる。この場合において、資料は補助金等交付決定取消通知書(様式8号)により、補助事業者へ通知するものとする。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(3) 第11条の規定による。この場合において、資料は補助金等交付決定取消通知書(様式8号)により、補助事業者へ通知するものとする。補助事業等実績報告書及び添付書類を提出期限までに提出しないとき。

(補助金の返還)

第16条 管理者は、前条の規定により補助金交付の決定を取り消したときは、補助金等返還請求書(様式9号)により、既に交付された補助金の全部又は一部の返還を指示するものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、関係法令による。

附 則

この要綱は、平成21年5月1日から施行する。

附 則(平成29年4月13日決裁)

この要綱は、平成29年4月13日から施行する。

附 則(平成30年3月30日決裁)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(一年一月一日要綱(内規)第一号)

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第1号(第7条関係)

補助金等交付申請書

補助金等交付申請書

[別紙参照]

様式第2号(第8条関係)

補助金等交付決定通知書
補助金等交付決定通知書
[別紙参照]

様式第 3 号(第 8 条関係)

補助金等不交付決定通知書
補助金等不交付決定通知書
[別紙参照]

様式第 4 号(第 11 条関係)

補助金等実績報告書
補助金等実績報告書
[別紙参照]

様式第 5 号(第 12 条関係)

補助金等確定通知書
補助金等確定通知書
[別紙参照]

様式第 6 号(第 13 条関係)

補助金等交付請求書
補助金等交付請求書
[別紙参照]

様式第 7 号(第 13 条関係)

委任状
委任状
[別紙参照]

様式第 8 号(第 15 条関係)

補助金等交付決定取消通知書
補助金等交付決定取消通知書
[別紙参照]

様式第9号(第16条関係)

補助金等返還請求書

補助金等返還請求書

[別紙参照]